

第3回福崎町自治基本条例検討委員会(議事録概要)

日 時 : 平成 24 年 11 月 29 日(木) 10:00~11:55

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

出席委員 : 岡田委員長、中田副委員長、石田委員、志水委員、小林委員、宮内委員、松岡政委員、城谷委員、谷口委員、松岡博委員、森井委員、埴岡委員、山本委員

福 崎 町 : 嶋田町長

(事務局:企画財政課 福永課長 森係長 山本主事 川上主事)

欠席者 : 大久保委員

【会議概要】

1. 開会

2. あいさつ

岡田委員長 おはようございます。前回は暑かったのを覚えていますが、最近は急に寒くなってまいりました。前回から、条例の中身にかかわった議論が行われています。前回は前文から第10条までご検討をいただきましたが、今日は第11条から第19条までをご検討いただく予定です。寒い時期に議論を行っていくわけですが、必ずや春には暖かい時が来るであろうと私も確信をしておりますので是非ともご協力いただければと思います。今日はよろしくお願ひいたします。

嶋田町長 大変世間が慌しい中、このように集まつていただきありがとうございます。それだけに皆さんの知恵をお借りしながら、しっかりと自治基本条例ができるることを望んでいる訳でございます。寒い時期と言われましたけれども、昔からクールヘッド＆ウォームハートと言われておりますので、頭は冷徹に、しかも心は温かくというように議論を進めてもらえばと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひします。

3. 福崎町自治基本条例（素々案）について

○ 資料説明(ふりかえり)

事務局 (事務局から資料説明)

※前回の検討委員会において各委員から要望のあった事項やその対応方針及び今後のスケジュールや前回からの資料変更箇所等について、各委員に事前配布した下記の資料を用いて資料説明。

○ 質疑

委員長 前回までの議論の確認といつかあった論点についての事務局側の対応について説明いただいた。少し思い出してくださいことも含めて、確認や対応に対する意見があれば発言いただきたい。

委員 事前資料を熟読させてもらった。5ページ7行目に教育委員会、選挙管理委員会等と行政

委員会が並んでいるが、4ページの第2条第2項との記載の順序の整合性が気になる。9ページ説明の中も同様である。9ページ3行目に、「お互い連携をとつて」という表現があるが、「お互いが」と接続助詞が入るのではないか。また、その表現を「相互間の」と置き換えることも検討いただきたい。同ページの第10条(職員の責務)第2項において、「町民の目線に立ち」という表現があるが、「目線」より「視点」という言葉のほうが町民に理解されやすいのではないか。説明中にも「視点」とある。ここを「職務の遂行に当たっては、町民の視点に立ち、町政業務に精通すべく不断の努力をする行なうものとする」との案も検討いただきたい。第3項においても「職務に必要な能力の向上」を「職務遂行上必要な能力の向上」と変更するほうが説明の中とも整合が取れると思う。第1条中では議会と町長等には「責務」と重い表現であり、町民には「権利と役割」とある。町民にも義務を匂わす表現を盛り込んではと思う。そうすることで町民にもまちづくりに対する自覚も出てくると考える。

- 委員長 以上の点について意見があればご発言いただきたい。なければ表現方法については事務局側に検討していただく。ただ最初の論点である「義務」という言葉についてはやや内容にかかわる問題なのでみなさんからご意見をいただきたい。ここで「義務」という言葉を使うと、条例も法的拘束力を持っているので、例えばまちづくりに主体的にかかわるとか行政と協働するということが義務化されてしまうため、事務局もあえて「役割」という表現にしていると思う。
- 委員 義務化されてしまうという考えは理解できる。私も「義務」という言葉に拘っているわけではなく、義務を匂わせる表現も検討していただきたいと思っている。
- 委員 町民に義務を課すのはどうかと考える。一般の労働者や主婦は毎日忙しく過ごしている。休日でも家事や育児など忙しく、まちづくりに参加することは難しいという所も考えていただきたい。
- 委員長 この意見に対して何かないか。
- 委員 会社の中では、選挙があるときは、権利であり義務でもあるので「必ず行きなさい」という。会社の中ではいいが、条例の中で「義務」としてしまうのは荷が重く、疑問に思う。言われている思いはよく理解できる。
- 委員 町民の役割の第6条をよく理解すれば義務的なことも含まれていると読み取ることもできるので、このままでもいいと思う。
- 委員長 いろいろな意見はあるが、今、自治基本条例が出てくる背景には、行政が多様なニーズに対し、様々な行政サービスの提供を行っているが、実際にはなかなかそれが回っていかない、そのため住民たちの自分たちの積極的な対応で社会を創っていく必要もあるという事情がある。言われるように、住民の「義務」だという意見もあり、また他方では違うという意見もあるので、この位置付けをどう表現していくかが、条例作成時には必要なことである。

- 委員 第6条でいう町民の役割の中に「義務」も含んでいるということであればよく理解できる。だから説明文の中で「義務」であるという表現になつていればいいと思う。
- 委員 町民の役割に、まちづくりに参画するとあるが、一般の人が参画することはあまりないと思う。決まった団体や思想が入った教団体が町内を引っ張っていき、自分たちの都合のいい町政に変えていく危険性がある。むしろ役割や義務は入れずに、今までどおりでいいのではと思う。また、第5条第2項には「町民は、まちづくりに参画する権利を有する」ということは、外国人の参政権を内蔵すると思う。町民=住民であるが、地方自治法第11条(住民の選挙権)にあるように、「日本国民たる普通地方公共団体の住民」と記載していくべきだと思う。さもないと外国人の町政への関与が懸念される危険な条例になつてしまふ。
- 委員長 論点が少し変わってきたので、少し分けて検討いただき。最初に、役割の中に「義務」という内容が読み取れるならば、条文はそのまで説明の中で「義務」という言葉の主旨にふれていいけど理解していいと思うが、この点で何か意見はないか。
- 委員 第10条では、「職員は全体の奉仕者」と「町民全体」から「町民」をはずされているが、第2項では「町民の目線に立ち」と町民が入っているので、あるほうがいいのではと感じた。
- 委員長 その件について意見がなければ事務局側で検討いただくこととする。先程、外国人の話がでていたが、町民の概念にかかわることである。この条例では町民と住民を分けて考えている。第2条第1号に町民の定義がある。町内に住所を有する者を住民としている。5ページの説明の中の※以下に、「※第1号の「住民」とは、地方自治法第10条第1項で規定している「住民」(町内に住所を有する者(自然人及び法人で国籍の如何を問わない。))」という法律上の文言であり、この条例における「住民」の定義にもされている。これを上回る法律の解釈はここではできないので、この辺をご理解いただいて議論を進めたい。この件について更にご意見や論点がある場合は事務局とも調整していきたい。
- 委員 文言の整理ということで検討いただきたい。1つ目は、第2条が「用語の意義」と変更されているが、「用語の定義」のままでいいのではないかと思う。また、第1号も「事業又は活動を行うもの」とひらがなの「もの」としているが、定義なので「個人又は法人、その他団体」と具体的に記載したほうがわかりやすいので検討いただきたい。2つ目は、7ページの「町政」と「まちづくり」という言葉が出てくるが、第6条の説明の1行目に「まちづくりを推進するため」とあるが「まちづくり」を「町政」に置き換えても意味は通じる。以下「町政」「まちづくり」と出てくるが、ここで区別をしておくほうが後々いいのではないかと思うので検討いただきたい。
- 委員長 この件について事務局に検討いただきたいと思う。

- 委員 第6条第3号に「民間相互で協働」とあるが、「協働」を「共同」と変更した方がいいのではないか。民間同士がお互いに同じレベルで作業等を行うことを想定している。
- 委員長 「共同」は力を合わせて共に生活しようという意味合いがあり、それに対し、最近良く使うのは、「協働」。これは、地域の問題に対しみんなで協力し一緒になって解決しましょうという意味合いとなる。説明いただいた内容では後者のほうが近いように感じる。第4章第3節に「協働」という項目があるのでそちらで議論を行うこととする。
- 委員 町民の定義を考えると、福崎町に住んでいる住民とそれ以外の通勤・通学者、納税者・非納税者等が対等に民間相互で協働すること、目的を共通させることは不可能ではないか。
- 委員長 この条例の制定が全国的に進んでいる背景として、少子高齢化が進んでいる、人口が減つており、地域社会を如何に活性化させるかという深刻な問題が存在している。そこで、外から来た人たちと協力し、地域を盛り上げていくという開かれた考え方が必要という認識がある。この場で意見交換をすることが、次に地域社会を創っていくときに非常に大きなエネルギーになってくる。積極的に意見をいただきたい。
- 委員 活性化のためにイベントを行っているが、町内住民だけではなく、町外の方々の協力も必要である。町外の方々も入れるべきだと思う。
- 委員長 これは自治基本条例の基本にかかわるものなので、簡単に済ませられないものである。
- 委員 地方自治法には地域協議会という分野がある。町内でもいろんなグループがあり、うまく回っていると思う。それで十分であると思う。若い人が少なくなり、多くの外国人が入ってきている中で、その人たちの意見が通るということなのか。
- 委員 私は地元大学の教員で、住所は神奈川県にあり、週4日はこちらに住んでおり、住民ではない。今の時代はこのような方々がたくさん存在している。また、千人近くの学生がアルバイトからボランティアなどいろんな形で参画させてもらっている。まちづくりそのものに直接的にも間接的にも参画させてもらっている。そういう立場から見ると、兵庫県は震災を受けて全国の人々に支援を受けた生身の体験と思いが芽生えた。そして、この度の東日本大震災では支援を受けた恩を返す意味でも、宮城県を中心に支援活動を繰り広げている。そういう思いが県民の中にも根付いており、今も続いている。宮城県についてもその思いは芽生えると思われる。このようなシステムが国としては必要である。自分たちだけでは解決できない問題に直面したときは他の人の手も借りないといけない、そういう現状が日本のあちこちで起きている。単独で課題解決ができない状況にあることが現実である。辛いけど開いていくという自治体の姿勢が必要であると思う。
- 委員 1点目はふるさと納税で、福崎町でも税金を納められている、2点目は町長がお書きになつた自助・共助・公助の冊子にもあったが、委員長のような考え方たで、これからは福崎町だ

け、日本だけという考え方だけでなく、懐を深くしていかないとこれからは立ち行かなくなると思う。

委員 大震災等では自衛隊などの日本の組織が協力してくれると思う。資料1の意見への対応方針の2番「町」の定義について、「議会及び町長等」のままにしたいと考えます」とあり、その下には、「具体的には、町民が参画や協働を行う相手となる議会と町長等を指します」とあるが、多数の住民に選ばれた議員や町長にはそれなりの権限があり、たった一人の住民や非納税者等と対等というのはおかしいと思う。

委員長 言われていることは分かるが、自治基本条例の主旨というところでご理解いただきたい。社会をどう創っていくかというところが問われており、議会だけ、あるいは町長だけではうまくいかなくなってきた中で、実はこのような条例が作られていることをご理解いただきたい。この議論を止める訳ではないが、次の議論もあるので先に進めさせていただく。なお、前文から第10条まではまだ確定ということではないので今後も意見をいただきたい。それでは第11条から第19条までについて事務局側からの説明をお願いする。

○ 資料説明(今回検討部分)

事務局 (事務局から資料説明)

※各委員に事前配布した下記の資料を用いて事務局から資料説明。

○ 質疑

委員長 今回説明いただいた所は専門的な用語が出てきていたので分かりにくい所は適宜ご説明いただければと思う。第3章では町長がどのような方法でどのような方向に進めていくか枠組みを規定している。第3章についての意見について発言いただきたい。

委員 第12条の説明中にPDCAサイクルとあるが、どういうものか説明いただきたい。

事務局 PDCAサイクルのPはPLAN(計画)従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成すること、DはDo(実行)計画に沿って業務をおこなうこと、CはCheck(評価)業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する、AはAction(改善)実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をすることで、このサイクルを繰り返し行っていくことを言います。

委員長 付け加えると、以前の行政は予算を付けると、その結果についてチェックするシステムが存在しなかった。最近は最初に計画や数値目標を立て、Doで実行し、Checkで評価・チェックを行い、やった上で、Actionで実際に見直して、これが次の計画を作る時の見直しを行う時の指標になっていく、このようなサイクルを作ること。これは大学の中でも言われており、できるだけ効率よくお金を使っていくかという方法とされている。予め総合計画を立てて、住民の税金で賄われている訳であるから、それが機能を果たしているかという所を第12条で規定している。効率的・効果的に行われているかを自分達でチェックするシステムのことを

言っている。

- 委員 第 11 条であるが、古い形のままの地方自治法の主旨の内容であると思う。地方自治法で総合計画等の問題が削除されたと委員長がおっしゃられたように自治体の実情を表している。同様の主旨で地方自治体の最高決定機関に議会があるが、町の様々な計画で議会で決定したことは議会の議決とができるとなっている。全国でも議会では議決事項に自治体の基本的な計画を付け加えるということが進められている。従って基本構想だけを入れるというのは、今の時代の流れについていっていないと思う。福崎町でも議会基本条例の検討に入っているところである。基本構想だけでなく基本計画や都市計画マスタープランや福祉に関する基本的な計画などそういうものが議決対象となっていないので、町民の生活なりまちづくりの根本となるようなものを町の議決事項に加えていくという主旨で進めている。全国、近隣含めてその方向で進んでいる。そのようなことをできる含みをこの条例に残しておいてもらわないと困る。
- 委員長 この件について事務局のほうで何かあるか。
- 事務局 今、指摘のあったことは議会基本条例との整合性の問題となるので、整合を図りながら、議会基本条例の議決事項として定められる計画につきましては、こちらでも含むようにしたいと考えている。
- 委員長 おっしゃるように総合計画だけで限定をしてしまうと、様々な計画があるだろうし、自治の中ではいろいろな計画が住民生活に大きくかかわるわけであるから、むしろそういうものを含めて、含みを入れたような形で文言を考えたほうがいいという趣旨であると思う。議会基本条例も作っているということであるから、そちらも意識して整合性をとりながら、修正が必要であれば事務局のほうで対応願う。
- 事務局 議会基本条例についても、この自治基本条例と同じ来年 6 月を目指すと聞いていたので、整合を図りながら、この会議にも報告をさせていただく。
- 委員長 他に意見はないか。
- 委員 第14条(危機管理)ですが、東南海地震等についての対策・体制が福崎町にできているか。自主防災体制についても確立されているのか伺いたい。また、この条文の中に自助・共助・公助という文言を入れてはどうか。説明中にある「自律(立)」を自助に変更してはどうか。
- 委員長 まず、自主防災体制について事務局側で分かっていることがあればお願ひする。
- 事務局 防災対策として町の方でも地域防災計画を定め、播磨管内でも姫路市が中心となって広

域連携協議会が立ち上げられ、連携等を進めているところである。また、Jーアラートの整備等の防災対策も進めているところである。後、各地区でも自主防災組織の設立をお願いしており、規約や防災マップ等の作成をお願いしている。

委員長 この地域でも災害が近々にあるかも知れないという話もある。条文とは直接関係ないが、大切なことである。

委員 この条文を予習して、すっと腹に落ち込んだ。最近のマスコミでは自分の命は自分で守れと言っている。行政に頼ったばかりに、自分の命を亡くしていった。こういうことを鑑みて、第14条説明下から2行目「町民は自らの安全確保を図るとともに」とこれはこれでいいと思う。防災防災といわれるが、福島の災害は、大震災なのか大人災なのか分からぬが、この部分についてはこのままでいいと思う。

委員長 自助・共助・公助という文言を説明の中に盛り込むということを事務局側で検討いただくこととする。

委員 12ページの第16条「町長等は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民に分かりやすく説明するものとする。」とあり、第3条の説明には「自治基本条例の趣旨を最大限に尊重して、整合性を図らなければならないこととしています」とある。「最大限に尊重して、整合性を図る」ということは、他の法律や条例を越えたものになると思う。これは革命やクーデターの類に入ると思う。自治基本条例の内容を住民の殆どが知らないと思う。そこで町政に関して町民に分かりやすく説明するために、アンケートをとって、条例(案)の可否をとってはどうか。

委員長 この条例(案)についてはパブリックコメントを2月頃に行う予定であると聞いている。パブリックコメントというのは、こういう条例等を決定する前に住民にお示しをして様々な自由な意見をいただこうことをいう。今、言われたアンケートというものはここで行われると思う。また、第16条説明の「※単なる苦情、誹謗や中傷は除き」の表現はホームページ掲載時には削除したほうがいいと思う。第15条説明の※の説明もう少しわかりやすい表現に変更した方がいいと思うので検討いただきたい。

事務局 そのように対応する。

委員長 次に第4章第1節情報共有等に進んでいく。ここで何か意見等はないか。

委員 第17条説明の1行目に、「互いが」とあるが「お互いが」と説明時に言っていたが、「お」は入れるのか。

事務局 他と整合を図りながら検討する。

- 委員長 他に何か意見はないか。なければ全体を通しての意見でも構わない。
- 委員 鳥取県智頭町に視察に行った。そこでは 100 人委員会を作つておられて、町民の方がいろんな委員会に参加されていた。行政に参加することで、まちづくりに参加されているという町であった。町民が 100 人委員会で計画を立て、実行されているが、全ての要望は反映されないので、議会がチェックしてメリハリを付けているとのことである。まさに福崎町が基本条例を作ると町民に集まって議論をいただき、まちづくりに取り組んでいただいても、憂慮する委員が懸念するところは議会がチェックにすることであつて、議員の資質が求められることになる。効率的で効果的な行政運営の計画・実行・評価・改善においても、参画と協働により計画・実行されるが、評価(チェック)につきましても議会、また町民の方々に評価をし、改善していくとこのような流れになると思うので、これから参画と協働を進める上での議員の責務が強くなってくると思うので、役割ではなく責務が妥当であると考えている。参考資料 3 先行市町条文比較表には八雲町、白老町、開成町、基山町、朝来市が掲載されている。何故これを先行事例としたのか。地域・文化・風土は北海道とは違うと思う。朝来市は分かるが、姫路市も制定されていればそちらを掲載すべきと思うが、先行条文を選んだ理由を教えていただきたい。
- 事務局 北海道はまちづくりの先進地も多くあり、人口 2 万人で産業構造も似ている類似団体を探したところ、この 4 町と朝来市については先進市でもあるので事例として挙げている。
- 委員 姫路市や県内の他町で制定されておればその条例を、参考資料とすべきであると思うが。
- 事務局 姫路市も現在作成中でありまして、連絡を取りながらご教示いただいているところである。今後、参考になる資料があれば提示させていただく。
- 委員長 姫路市での検討中資料で参考になるものがあれば、こちらの検討する上での参考資料となるのでよろしくお願ひする。
- 委員 条例施行後にまちがどう変わったかを示す資料はないのか。他市町の事例などでは施行後、仕事がやりにくくなったという話がたくさんあるがどうか。
- 事務局 現状では他市町施行後の事例の資料は持ち合わせていない。
- 委員長 事務局のほうで調査いただきたいと思う。他に何か意見はないか。
- 委員 資料を読ませていただいた感想・思いであるが、各市町の条例なども見てみると、基本条例の主体は誰なのかというところが少しあいまいであると思う。住民であり、行政体であり、施行する責任者である町長の複数で構成されているが、これからまちづくりを行う主体は誰

なのか、憲法は主権は国民にあるとはつきり明記している。そこをはつきりしないと誰が主体的にこれを行っていくのか、もちろんこの条例が作られていくには、今、大きな政府か小さな政府かと議論がなされている。大きな政府だとあまりにもお金がかかりすぎて、財政が非常に逼迫している。これはアメリカも同じである。世界では大きい政府か小さい政府かがトレンドではなくて、小さな政府で如何に行政活動の結果が大きく得られるかという方向にトレンドが行っている。そのためにボランティア活動とか住民参加とかが呼ばれている。そこに必要なのは、「住民のみなさんが主体なんですよ」という民主主義の原則に立っていくことが必要である。アメリカはポストオバマということが言われていて、オキュパイという運動が起きているが、住民が工場を自分たちで経営してみたり、非常に先進的で今までのプランとは違う活動が、非常に大規模なアメリカの地域の活動として広がっている。今日本にでもたくさん出てきており、世界のトレンドはフェイスブック革命から始まり、今の中国ですら今後5年10年先が分からぬくらいに、住民の個人的な関心や思いで社会を変革させていく可能性があるんだということが信じられ、なおかつ、活用されていく時代にこれから入っていくと思う。ですから、まず主体を住民に置く。これが一つのトレンドであると思う。これを実際に実行していくときに諸々の問題があるので、いろんなコミュニケーションをとつていくシステムをどうするのか、自助・共助・公助などのシステム上スムーズに進めるための用語としてはあるが、基本的な精神は住民主体であり、その人たちがどうやって、大学でもそうであるが、学生がどうやって自発的に、自分たちがどうしたいかを発見してもらうことと、それから活動してもらうことを教員がどうサポートしていくかということである。行政体も同じで、住民が自発的に思いを持って活動してもらうように行政がサポートしていくことがこれからトレンドであり、それが直接民主制という形になると思う。世界のトレンドは、今その方向に向かっていると思う。そういうトレンドを基本条例に盛り込めばと思う。でないとどこも同じような条例になってしまい面白味がない。20年30年先に、これからの方のために自治基本条例があると、後の人気が感じてくれるようなそういう内容になって欲しい。

委員長 そういうもののいうものが何処かにでてくれれば福崎町の特徴となると思う。先ほども申し上げたが、次回は核心的な部分に入っていくので、議論の中で提案等があれば是非ともお願ひする。本日はこれで終りとする。それでは、事務局から連絡事項をお願いする。

5.連絡事項

事務局 次回も資料は事前配布させていただく予定であるのでよろしくお願ひする。議事録もホームページ上で掲載するのでよろしくお願ひする。

委員長 それでは閉会に移る。

6.閉会

副委員長 本日は、皆様方からお忙しいところを、また忌憚のないご意見をたくさんいただいた。これらを十分反映しながら、自治基本条例の作成に取り組んでいきたいと思うので、今後ともよろしくお願ひする。それではこれで閉会とする。